電子複写機による複写サービス契約書

山形県立酒田特別支援学校　校長　堀　　克（以下、「発注者」という。）と　○○○○　代表　○○○○　（以下「受注者」という。）とは、下記の条項により電子複写機及び周辺機器（以下「物件」という。）の保守・消耗品供給等に関して、次のとおり契約を締結する。また、契約保証金は、契約単価×予定数量の１０／１００以上納付のこと。ただし、山形県財務規則第１３５条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（受注者の義務）
第１条　受注者は物件を発注者の使用に供し、発注者の適切な操作方法を指導するとともに、物件が常時正常な状態で稼働するよう保守点検を行い、複写機に必要な消耗品等を円滑に供給することを目的とする。

（契約対象物件及び設置場所）
第２条　契約対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。
酒田市宮海字新林３０７

№.	設置場所	機　種	付属機器	機械番号	数量	備　考
1	事務室				1	
2	聴覚部 職員室				1	
3	知的部 職員室				1	

（契約期間）
第３条　契約期間は、令和７年８月１日から令和１２年７月３１日までとする。

（消耗品等代金）
第４条　消耗品等代金（用紙代は除く）は、次のとおりとする。料金算定は、上記の機械の使用枚数の合計を対象とする。
モノクロ１枚当たり　　　　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　　　円）
カラー　１枚当たり　　　　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　　　円）

（代金の請求）
第５条　受注者は毎月月末において発注者の確認を受けて複写枚数を算出し、計算した合計金額（円未満切り捨て）を発注者に請求する。

（代金の支払）
第６条　発注者は受注者から前条による請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に支払わなければならない。

（遅延利息）
第７条　受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算

した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（複写機の保守）

第８条　受注者は物件を発注者が常時支障なく使用できるように定期的に技術院を設置場所に派遣し点検調整を行う。物件の仕様に支障が起きた場合は、発注者の要請により受注者は技術院を派遣するか、第２条に相当する代替機をもって、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

（設置場所の変更）

第９条　発注者は第２条所定の設置場所を変更する場合は予め受注者に通知し、受注者の承認を得なければならない。

（契約不適合責任）

第１０条　発注者は、納入された契約物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、その補修、代替物の引渡し、不足する部分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　第１項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）　履行の追完が不能であるとき。

（２）　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができないとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

５　発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（納入期限の延長）

第１１条　発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限までに契約物件を

納入することができないときは、受注者の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額等（既納部分がある場合は契約金額等から当該既納部分の代金相当額を控除した額）に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、発注者が第８条第２項に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。

２　受注者は、契約物件の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに契約物件を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

（発注者の解除権）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき又は発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

（１）受注者が納入期限までに契約物件を納入しないとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約条項に違反したとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）受注者が詐欺その他不正の行為をしたとき。

（２）受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（３）発注者の都合により契約の解除を必要とするとき。

３　第１項並びに第２項第１号及び第２号までの規定による契約解除の場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し、解除違約金として契約金額（単価契約の場合は、契約単価に購入予定数量を乗じて得た金額）の 100 分の 10 に相当する金額を納付しなければならない。

４　前項の場合において、発注者の受けた損害額が当該契約保証金又は契約違約金の額を超えるときは、受注者は、その不足額を発注者に納付しなければならない。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

５　発注者は、第２項第３号の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（談合等に係る契約解除及び賠償）

第１３条　発注者は、本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）　受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第 20 条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第 17 条の２又は第 20 条第１項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第３条第１項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

（２）　受注者が独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項若しくは第２項又は第 20 条の２から第 20 条の６までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

（３）　受注者が前２号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が　確定したとき。

（４）　受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第４条の規定による刑に処せられたとき。

２　受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

３　この契約の履行後に、受注者が第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

４　第２項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第１４条　発注者の過失によって生じた故障及び損害に対しては、受注者は発注者に修理費を請求することができる。

（機密の保持）

第１５条　受注者は保守の実施において知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり又は他の目的に利用してはならない。

（契約の解除）

第１６条　発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

２　発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除する。

（複写機及び消耗品等の返還）

第１７条　この契約が終了した場合は、発注者は複写機及び消耗品等を受注者に返還しなければならない。

（その他）

第１８条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和７年　月　日

発注者　山形県酒田市宮海字新林３０７
山形県立酒田特別支援学校
校　長　堀　克

受注者